

開業間もない先生、ご所属の先生 経営革新等支援機関（認定支援機関）にご登録を！

＜経営革新等支援機関＞

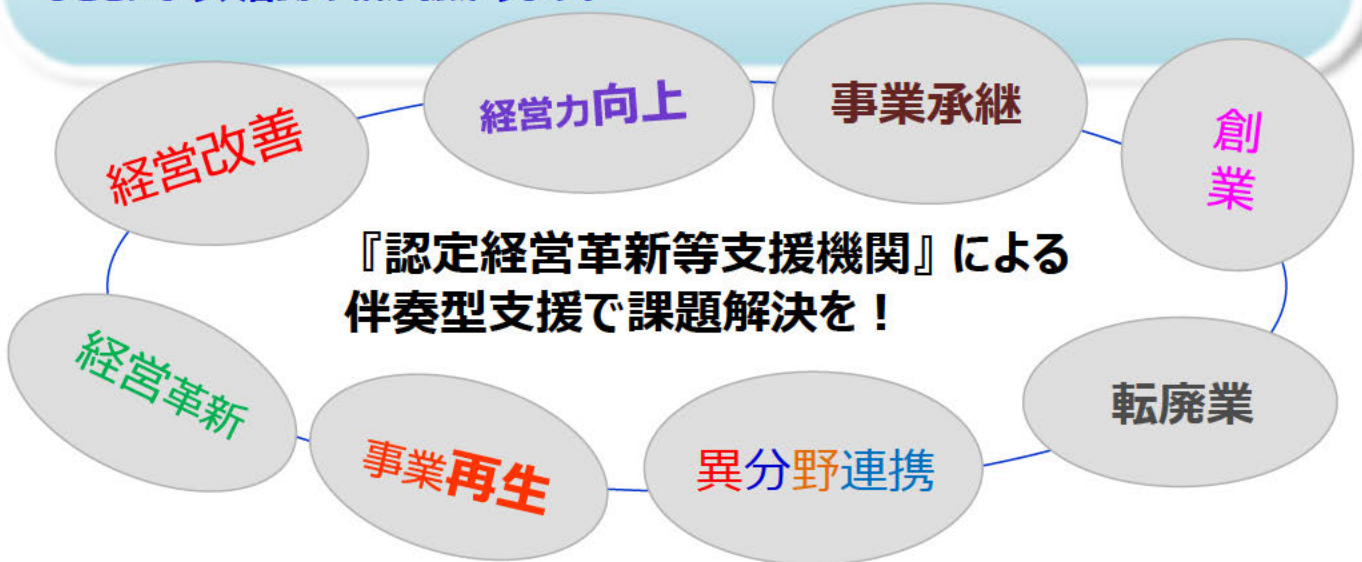
中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」（現在の「中小企業等経営強化法」）が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

制度ができて**9年目**に入り、これまで多くの先生方にご申請いただいておりますが、**よりたくさんの支援者が必要です！是非、申請をご検討下さい。**

新規申請する場合は添付書類として原則3期分の決算書（青色申告・損益計算書）が必要です。

【開業間もない先生へ → 確定申告後、新規申請することができます】
開業間もない先生におかれては、少なくとも1期分の決算書を添付していただければ、特例として申請することが可能になりました。

【所属税理士等の先生へ → ご本人として新規申請することができます】
ご所属の立場であっても、新規申請することが可能です。使用者とは別に認定を受けることにより、活動の幅が広がります。



制度については 四国経済産業局 認定支援機関 検索 で検索してください。

お問い合わせ先：四国経済産業局 中小企業課 (087)883-6423